

# 「選択的夫婦別姓」と 「同性婚」について考える

現在の民法は、夫婦が同じ氏を称することを強制しており、日本ではほとんどの場合、女性が男性の姓に変更します。しかし、姓は一種のアイデンティティであり、姓の変更はキャリア形成上も大きな不便・不利益を生じさせることもあります。

また日本では、法律上の同性婚は認められていません。同性同士の結びつきも異性同士の結びつきと同様に憲法13条の個人の自己決定権として尊重されなければならないのではないのでしょうか。

家族の多様な在り方が認められつつある中、今まさにホットなこの二つのテーマについて、木村草太先生に話していただきます。

2025年

**2月14日(金)**

午後5時30分開場 午後6時～8時

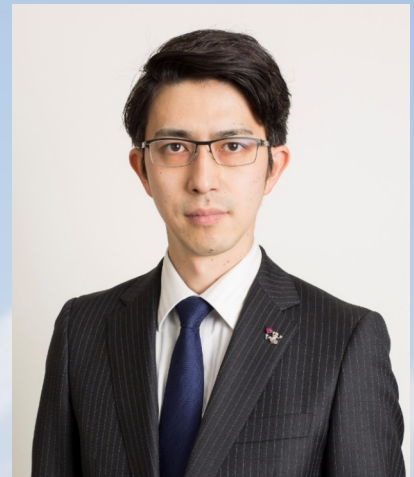
**和歌山城ホール** 4階大会議室

入場無料  
予約不要

講師

## 木村草太氏

東京都立大学教授



©岩沢蘭

主な著書「差別のしくみ」(朝日新聞出版)、「平等なき平等条項論」(東京大学出版会)、「憲法の急所」(羽鳥書店)、「憲法学者の思考法」(青土社)など

主催／和歌山弁護士会

〒640-8144 和歌山市四番丁5番地  
Tel 073-422-4580(代)

共催／日本弁護士連合会  
近畿弁護士会連合会